

<一般事業主行動計画の内容>

職員が仕事と子育てを両立させることができ、安心して働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を職場と家庭で十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成31年4月1日～令和5年3月31日

2. 内容

育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付金、育児労働基準法に基づいた産前産後休暇、休業中の社会保険料免除などの諸制度の更なる周知や情報提供を行う。

3. 対策

- ① 健康保険協会及びハローワークの育児休業関連のパンフレットなどを閲覧できるように備え付ける。
- ② 各種会議にて管理職に対しても周知する。
- ③ 産休・育休予定者に対して諸制度、手続きを含め個別に相談できる環境作りをする。また、必要に応じて社会保険担当者を通し社会保険労務士に相談する。

<当院の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績など）>

育児休業取得希望者に対しては、100%希望期間の休業を取得している。育児休業後における原職または原職相当職への復帰のために夜勤免除などの業務内容及び業務体制の見直しや、希望日の有休取得など子育てをしながら働く職員に配慮した措置を実施。

出産・育児による退職者についての再雇用は制度としては確立していないが、出産・育児後に職場復帰している職員もいる。